

新型コロナウイルス感染拡大による雇用悪化の防止対策を求める意見書

厚生労働省の調査では、コロナの影響による5月までの解雇や「雇止め」は1万6千人を超えました。緊急事態宣言が出された後の4月の雇用統計によると、完全失業率は2カ月連続で悪化し完全失業者数は178万人となっています。求職者に対する求人の割合を示す4月の有効求人倍率も前月に比べ減っています。

解雇や「雇止め」には至らなくても、4月の休業者数は前年同月比で420万人も増え、過去最高の597万人に上りました。休業者数は、リーマン・ショック直後のピークの4倍です。

コロナ禍の中での雇用情勢は今後も非常に厳しくなると想定されます。コロナを理由にした不当な解雇や「雇止め」などがあってはなりません。

労働者が働くことで生活の糧を得ることは憲法で保障された国民の権利です。解雇権の乱用が許されないことは最高裁判所の判例などでも確立された原則です。「整理解雇の4要件」（①人員整理の必要性②解雇回避義務の履行③被解雇者選定の合理性④手続きの妥当性）を満たさなければ解雇は認められません。

よって、立川市議会は、新型コロナウイルス感染拡大による雇用悪化を防止する対策を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年6月17日

立川市議会

議長 福島正美